

～山形県市町村職員共済組合の組合員の皆さんへ～

共済貯金

加入のご案内

貯金事業とは、山形県市町村職員共済組合の福祉事業の一環として、組合員からお預かりした資金を安全かつ効率的に運用し利息を還元する事業です。

年利 **0.55%** (半年複利)
(税引前) 令和6年4月1日現在

※利率は金利情勢等により変更となる場合があります。

共済貯金の[●]特徴

- ① 給与・賞与から天引きでラクラク積立！
- ② 月1回払戻し可能（手数料無料）
- ③ 安全を最優先に運用しています

令和6年度共済貯金加入促進キャンペーン

キャンペーン期間中（4月～12月）に定時積立3,000円以上で新規加入していただいた方には、クオカード500円分を進呈します！

※令和7年4月時点で継続加入かつ組合員の方が対象です。



加入方法

「共済貯金加入申込書」に必要事項を記入し、職場(所属所)の共済組合事務担当課へご提出いただきますと、翌月から積立開始となります。

組合員
(申込書記入)

提出

職場(所属所)
共済事務担当課へ

提出

共済組合
毎月10日締切
(翌月積立開始)

※新規加入申込書は、職場(所属所)共済事務担当課から、もしくは当組合ホームページから印刷してください。

[貯金事業に関するお問い合わせ先]

山形県市町村職員共済組合 TEL 023-622-6901 (共済貯金担当 直通)

詳しくは、当組合ホームページをご覧ください! <https://www.ctvkyosai-yamagata.or.jp>



◆積立種類

① 定時積立

毎月の給料から
一定額
(1,000円単位)

② 賞与積立

6月と12月の賞与から一定額 (1,000円単位)
※定時積立を行っている方のみ利用できます。
(賞与積立のみの加入はできません)



◆払戻し方法

「共済貯金一部払戻請求書」に必要事項を記入し、職場(所属所)の共済組合事務担当課、または、当組合へ毎月10日必着で提出いただきますと、当月の払戻日に**業務用口座へ送金**いたします。



◆積立額等の変更方法(金額変更、中断、復活等)

「共済貯金変更依頼書」を職場(所属所)の共済事務担当課へ提出いただきますと、**締切日の属する月の翌月から変更**となります。



◆各種申請書の締切日、払戻日

締切日 毎月10日 (休日の場合はその前日) ※共済組合必着

払戻日 毎月28日 (金融機関の休業日の場合は翌営業日)

※所属所の担当課には早めに提出してください。締切日に遅れた場合は翌月処理となります。



◆利息の計算と組入れ

利率は、年0.55%の半年複利です。(金利情勢等により、変更となる場合があります。)
利息は、3月及び9月の末日に計算し、その日に元金に組み入れます。
利息には、一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税率を乗じて算出した
所得税・復興特別所得税が源泉徴収されます。



◆貯金残高の確認

「共済貯金残高通知書」を4月・10月の年2回、職場(所属所)の共済事務担当課を
ととして貯金加入者へ送付します。
直近の残高を確認されたい場合は、職場(所属所)の共済事務担当課を
ととしてお問い合わせください。また、組合員から直接電話による照会も
行っています。加入者本人であることを確認するため、勤務先のご本人へ
折り返しお電話し回答します。



- 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度(通称、障害者等のマル優)」の適用を受ける場合、別途手続きが必要となりますので、職場(所属所)の共済事務担当課をととしてご連絡ください。
- 共済組合はペイオフ(預金保険制度)における金融機関に該当しないことから、当組合と共済貯金加入者との間にはペイオフは適用されません。